

令和5年第1回国東市議会定例会 追加提出議案

報告 第4号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 1
議案 第35号	令和4年度国東市一般会計補正予算(第13号)	P 3
議案 第36号	国東市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	P 4
議案 第37号	国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	P 5

報告 1件

議案 3件

計 4件

報告第 4 号

専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成 20 年国東市条例第 22 号)第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 5 年 3 月 20 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 10 日

国東市長 松 井 督 治

記

1. 事故の内容

令和 4 年 7 月 8 日午後 2 時 35 分頃、市職員が市道来浦橋線と市道日平線の交差点を東から西方向に走行中、北から南方向に走行してきた郵便配達車と衝突し、自車の右後方テールランプ、相手方車両の右前方部のヘッドライト周辺が損傷した。

2. 損害賠償額 0 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市及び日本郵便株式会社は損害額を各自それぞれ負担する。（自損自弁）
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしない。

4. 和解の相手方

議案第 35 号

令和 4 年度国東市一般会計補正予算(第 13 号)

令和 4 年度国東市一般会計補正予算(第 13 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 36 号

国東市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

国東市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

国東市特別職の職員の給与の特例に関する条例(平成 23 年国東市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 2 月 28 日」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本市の財政状況等を考慮し、常勤特別職の給与の暫定的な削減を行うため、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 37 号

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

国東市一般職員の給与の特例に関する条例(平成 28 年国東市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年4月1日から令和4年12月31日」を「令和5年4月1日から令和5年9月30日」に改め、同条の表中

「

行政職給料表	7級	100分の4.5
--------	----	----------

」を

「

行政職給料表	1級から6級まで	100分の0.5
	7級	100分の5

」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本市の財政状況等を考慮し、職員の給料を減額するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。